

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年度小松島市一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月10日報告

小松島市長 中山 俊 雄

令和5年度小松島市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度小松島市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,940,677千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日 専決第3号

小松島市長 中山 俊 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		255,819	13,000	268,819
	1 寄附金	255,819	13,000	268,819
歳入合計		18,927,677	13,000	18,940,677

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,681,588	13,000	1,694,588
	1 総務管理費	1,279,486	13,000	1,292,486
歳出合計		18,927,677	13,000	18,940,677